

技 能 講 習		下記講習は1月以降も実施予定です	
車両系建設機械（整地等）14時間コース	フォークリフト運転技能講習31時間コース	12/14(金)～15(土)・12/25(火)～26(水) 【受講資格】 ・大型特殊自動車免許取得の方。 ・不整地運搬車運転技能講習修了者の方。（修了証が必要） ・普通自動車免許、準中型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車免許のいずれかを取得し、小型車両系建設機械（整地等）の特別教育を修了し、実務経験が3ヶ月以上の方。（経験証明が必要）	12/17(月)～20(木) 【受講資格】 ・普通自動車免許、準中型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車免許、大型特殊自動車（限定付）免許のいずれかを取得の方。
フォークリフト運転技能講習11時間コース	高所作業車運転技能講習	12/10(月)～11(火) 【受講資格】 ・大型特殊自動車免許取得の方。 ・普通自動車免許、準中型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車免許、大型特殊自動車（限定付）免許のいずれかを取得し、フォークリフト（1t未満）の特別教育を修了し、実務経験が3ヶ月以上の方。（経験証明、修了証が必要）	12/12(水)～13(木) 【受講資格】 ・普通自動車免許、準中型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車免許、大型特殊自動車免許のいずれかを取得の方。 ・フォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械（整地等・基礎工事用・解体用）、不整地運搬車のうち、いずれかの技能講習修了者の方。（修了証が必要） ・建設機械施工技術検定に合格した方。（証明書が必要）

以下の講習も実施予定です

技能講習	車両系建設機械（整地等）38時間、玉掛け、小型移動式クレーン、ガス溶接
作業主任者技能講習	足場の組立て等、地山の掘削及び土止め支保工
特別教育	アーク溶接、伐木業務安全衛生（チェーンソー）
その他	危険物取扱者試験（乙種4類）準備講習、初心者向けパソコン講座

- 一部経費(写真代・交通費・食事代等)は自己負担です。
- おひとり様1年度につき1講習とさせていただきます。ただし「玉掛けと小型移動式クレーン」、「ガス溶接とアーク溶接」はセット受講可能です。
- 定員の為、受講希望に沿えない場合があります。
- 一部講習は、申込が規定人数に達しなかった場合、開講しない場合があります。
- **お申し込み後、協議会の定める事由以外による受講者都合（私用・勤務等）のキャンセル・欠席はできません。**

対象 北見市・訓子府町・置戸町に住居登録し、通年雇用化を希望する①～③のいずれかの雇用状況の方。

①雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている方。
(就業中の方も事業利用いただけます。)

②離職者で、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方。

③離職者で、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が、短期雇用特例被保険者であった方。
※②及び③は、平成29年4月1日以前に離職した方を除く。

お申込み・お問合せ

北見地域季節労働者通年雇用促進協議会

Tel/Fax **0157-25-1248**

平日 8:45 ~ 17:30

土日祝、12/29~1/3を除く